

UX イノベーションハブ整備事業に係る
熊本テクノ・リサーチパーク内の県有地及び
熊本テクノポリスセンター売却先事業者公募要領

令和6年10月

熊本県

公益財団法人くまもと産業支援財団

目次

1	公募の趣旨	3
2	対象不動産の概要	3
3	UX イノベーションハブ整備方式・内容	6
4	スケジュール	9
5	申込資格	11
6	申込方法等	12
7	審査方法	14
8	審査結果	15
9	土地・建物売買契約の契約条件	15
10	公表	15
11	その他留意事項	15

1 公募の趣旨

熊本県では、これまで県経済を牽引してきた半導体・自動車関連産業に続く、第3の柱となる新たな産業創出を目的とし、熊本の強みであるライフサイエンス分野(医療、介護、健康、食、ビューティー、スマート農業等)を中心としてビジネス創出の好循環(エコシステム)形成を目指す「UX プロジェクト」を推進しています。

令和3年に公表した「UX プロジェクト基本計画」、「UX プロジェクト実施計画(第1期)」の中で、プロジェクトの拠点となる施設「UX イノベーションハブ」の整備について言及しており、令和6年7月には、UX イノベーションハブの機能の全体像や整備方針をまとめた「UX イノベーションハブ基本構想」を策定しました。

UX イノベーションハブの整備にあたっては、民間事業者による創意工夫を最大限活用するため、県有地及び熊本テクノポリスセンター(所有:公益財団法人くまもと産業支援財団)の売却を前提に「UX プロジェクトの推進に資する施設整備の企画提案」を募ることとし、本要領により、当該不動産の買取を希望する事業者を公募します。

県有地の売却は、「熊本テクノ・リサーチパーク用地分譲、貸付要領」を踏まえて行いますが、県有地及び熊本テクノポリスセンターの買取希望事業者の公募に係る取扱いは、本要領によるものとします。

また、本要領を御確認いただく前に、前述の「UX イノベーションハブ基本構想」を御参照いただき、UX イノベーションハブ整備に関する基本的な方針を御理解いただきますようお願いいたします。

2 対象不動産の概要

(1)対象となる土地の概要

①名称(今回名称設定)

熊本テクノ・リサーチパーク内1号地・2号地

②所在地

熊本県上益城郡益城町大字田原字上面ノ平 2081-10、2081-29、2081-31(計3筆)

③所有者

熊本県

④売却予定面積、売却予定価格

区画	所在地	売却予定面積 (㎡)	売却予定価格 (円)
1号地	熊本県上益城郡益城町大字田原字上面ノ平 2081 番 10	17,250.84	183,000,000
2号地	熊本県上益城郡益城町大字田原字上面ノ平 2081 番 29、31	7,329.46	110,670,000
計		24,580.30	293,670,000

なお、上表にて示している売却予定価格は、県が設定する売却最低価格とし、実際に事業

者が本土地を買取る価格については、提案を求めることとします。

⑤分譲区画図(公図)



※ 位置図、現地写真等については、別紙参照。

(2)対象となる建物の概要

①名称

熊本テクノポリスセンター

②所在地

熊本県上益城郡益城町大字田原字上面ノ平 2081-10

③所有者

公益財団法人くまもと産業支援財団(以下、「財団」という。)

④売却予定延床面積、構造、売却予定価格

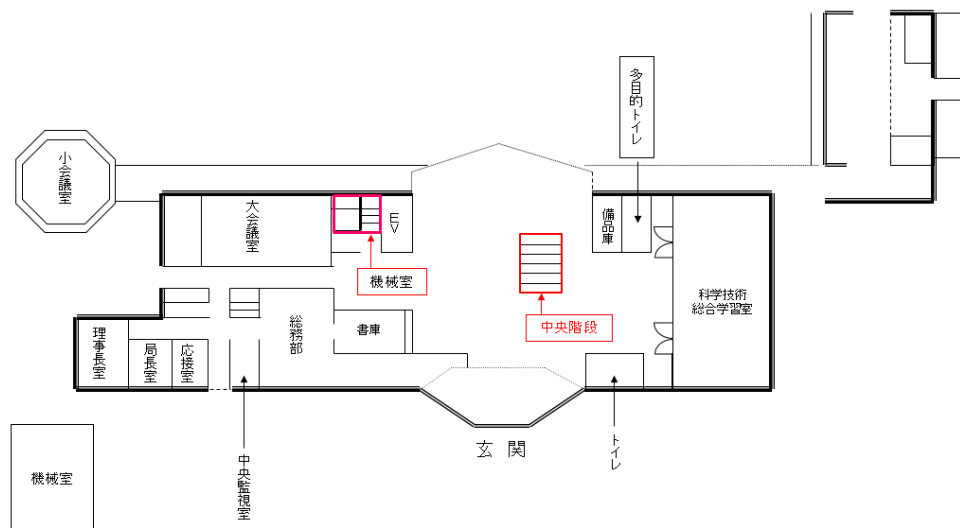
売却建物	構造	売却予定延床面積 (㎡)	売却予定価格 (円)
熊本テクノポリスセンター	鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付2階建 他	3,199.41	173,000,000

なお、上表にて示している売却予定価格は、財団が設定する売却最低価格とし、実際に事業

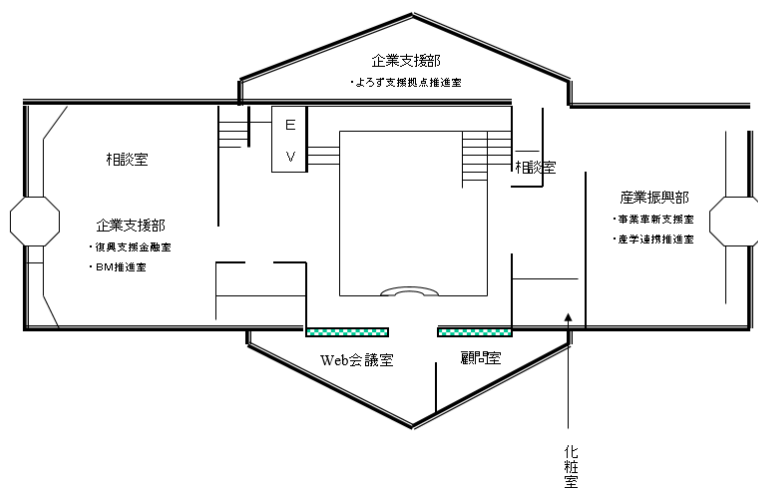
者が本建物を買取する価格については、提案により求めることとします。

⑤施設現況概略図

(1階:約 1,526.11 m²)



(2階:約 974.23 m²)



※地下1階は現在倉庫として活用しており、面積は約 252 m²。

※上記のほか、コリドール(共用通路)等もあります。

(3)土地・建物売却対象事業者

- ・ 前述(1)及び(2)のすべての土地・建物を一括して買取できる事業者。

※ 個別の区画や建物のみを対象とした提案は認められません。

- ・「UX イノベーションハブ基本構想」の内容を理解し、熊本テクノポリスセンターのリノベーション工事等及びUX イノベーションハブとしての施設運営が行えるもの。

(4)都市計画区域上の取扱い

市街化調整区域

(5)引渡し時期

土地：令和7年4月を予定

建物：令和7年7月を予定

※土地引渡しから建物引渡しまでの期間は、財団が移転作業を行う予定です。

(6)その他

詳細は「物件調書」、「熊本テクノ・リサーチパーク用地分譲、貸付要領」等のとおり

3 UX イノベーションハブ整備方式・内容

(1)全体整備スキーム

UX イノベーションハブは、「起業家、企業、研究者等による研究開発」、「人と人、技術と技術のリアルな交流」を目指した拠点として整備を実施し、新たなアイデア・プロダクトの共創拠点としての「イノベーション創発機能」、新たなサービス・プロダクトを広く生活者へ届ける拠点としての「人流促進機能」の2つをもってハブの全体像を設定しています。

今回は、熊本テクノ・リサーチパーク内の県有地(1号地・2号地)及び財団が所有する熊本テクノポリスセンターを事業者へ売却し、UX イノベーションハブ及び駐車場を新たに整備することとします。土地・建物ともに、現状有姿渡しを前提とします。

1号地においては、既存の熊本テクノポリスセンターのリノベーション工事を実施したうえで、UX イノベーションハブを整備することとし、施設全体の設計・工事、維持管理については、建物所有者となる事業者にて実施いただきます。事業者による整備後、県が一部入居(イノベーション創発機能)することを想定しています。

2号地においては、駐車場施設を整備することとし、土地所有者となる事業者にて運営、維持管理を実施いただきます。

(2)1号地に係る施設整備について

①UX イノベーションハブにおける機能イメージ

「UX イノベーションハブ基本構想」を踏まえ、既存の熊本テクノポリスセンターのリノベーション工事及びその敷地整備、当該建物、土地に関する維持管理・運営に係る提案をしてください。「イノベーション創発機能」、「人流促進機能」の趣旨を鑑み、施設内の機能イメージを下表のとおり設定しています。

「イノベーション創発機能」は、県が施設に入居したうえで、運営することを想定しています。ただし、当該機能の一部に関する事業者の運営の提案を妨げるものではありません。

「人流促進機能」については、「テストマーケティングスペース」を例示していますが、この例のみならず、具体的な機能を提案してください。

熊本テクノポリスセンターの設計書図面、建物状況調査結果、不動産鑑定書の資料について、閲覧を希望する事業者は、閲覧希望日の3営業日前までにメールにて相談ください。

(提出先) sangyoshien@pref.kumamoto.lg.jp

各機能の面積、県が入居するスペースの面積については、不動産売買契約締結後、県と事業者で協議のうえ、決定するものとします。今回の提案においては、事業者にて最も効果的だと考える面積をイメージしたうえで提案してください。

想定	機能イメージ
イノベーション創発機能（県が運営することを想定）	
コワーキングスペース（会議・打ち合わせスペース含み）	イノベーション共創の拠点として、様々な人が集まり、作業やコミュニケーションが取れるコワーキングスペース
専用オフィス・ラボ	創業準備、新事業創出のためのオフィススペースの提供を目的とした小規模～中規模のシェアオフィス・ラボスペース ※需要に合わせて利用スペースを自由に調整する想定
展示・イベントスペース	セミナー、ピッチイベント、カンファレンス利用、企業展示等を想定したイベントスペース ※イベント非開催時も多目的に利用できるよう設計する想定
共同ラボ	実験機材の共同利用や、異なる団体が共同で実験を行うためのシェアスペース ※導入機材は今後協議するため、機器の設置が柔軟に検討できるような設計とする想定
人流促進機能（事業者が運営することを想定）	
テストマーケティングスペース	UX プロジェクトにおいて生まれたアイデア、新製品等をリアルに体験できるようなテストマーケティングスペース

また、次項3(2)②、③で示す内装整備・入居に係る条件を前提としてください。併せて、提案にあたっては、本地域が市街化調整区域であることを考慮した内容としてください。

なお、現在1号地においては、県から財団に対し、土地を賃貸しています。同土地の所有権移転後においても、財団が同土地にある建物を引き渡すまでの間は、同条件で継続賃貸を実施する前提としてください。

②熊本テクノポリスセンターの建物改修設計・整備に係る条件

建物のリノベーション工事設計・整備は事業者の負担で行うものとします。県の入居スペースに係る内装設計・整備については、別途県が実施する予定です。

③県の入居スペースに係る条件

ア 形態

UX イノベーションハブの改修整備後、事業者と賃貸借契約を締結し、県が入居します。

イ 入居スペースの範囲

県が入居するスペースの面積については、不動産売買契約締結後、県と事業者で協議のうえ、決定するものとします。ただし、熊本テクノポリスセンターの1階部分程度の面積を、入居スペースの上限として検討する想定です。

ウ 賃借料

県の入居スペースに係る賃借料については、不動産売買契約締結後、県と事業者で協議のうえ、決定するものとします。ただし、参考情報として、提案時点で想定している施設整備費を元に、㎡単位の賃貸料を算出したうえで提示してください。

(3)2号地に係る整備について

「UX イノベーションハブ基本構想」を踏まえ、UX イノベーションハブの利用者、一部の熊本テクノリサーチパーク入居企業従業員、イベント時における熊本テクノリサーチパーク来訪者等が駐車可能なスペースとして、駐車場整備及び維持管理・運営計画を提案してください。

なお、現在2号地においては、県から一部の熊本テクノリサーチパーク入居企業に対し、約120台分の駐車スペースを賃貸しています。不動産売買契約締結後においても、既存契約者への継続賃貸を実施する前提で、地域の需要に応じて運用方法を適切に設定してください。

また、本敷地は地質調査により表層の地盤に緩い箇所があることが判明しており、地固め、アスファルト舗装を行うことで、駐車場として利用する上では新たな陥没が起こる可能性は低いという調査結果が出ております。整備においては、必ず別紙の「テクノリサーチパーク共同研究棟跡地地盤調査業務報告書」をご参照いただき、必要な対策を講じたうえで整備してください。

(4)県と事業者の役割分担

県と事業者の役割分担を以下のように設定します。施設設計・整備のほか、維持管理、運営における提案は本役割分担を前提としてください。

業務分類	主な業務	県	事業者
現況建物調査	既存建物の現況調査	—	○
施設設計・建設	リノベーション工事設計に係る与件設定	整備内容 に対する チェック	○
	改修設計	—	○
	改修工事	—	○
	県入居スペースの内装設計・工事	○	—
	県入居スペース以外の内装設計・工事	—	○
維持管理・修繕	建築物の維持管理・修繕	—	○
	県入居スペースの維持管理・修繕（内装・ 什器・備品を除く）	—	○
	県入居スペースの内装・什器・備品維持管 理・修繕	○	—
	共用部の維持管理・修繕	—	○
	駐車場の維持管理・修繕	—	○
	外構の維持管理・修繕	—	○
	建築物・建築設備の大規模修繕・更新	—	○
運営	県入居スペースの運営	○	—
	県入居スペース以外の運営	—	○
	駐車場の運営	—	○
	本施設全体の清掃・警備等	—	○

(5)その他

本事業の実施にあたっては、各種法令・基準を遵守してください。

4 スケジュール

本公募は、県・財団が共同で実施し、土地・建物売買における同一の優先交渉権者を決定します。その後の契約締結までの手続きは、土地については県、建物については財団と協議の上、それぞれ進めていくことになります。

内 容	時 期
公募申込受付期間	【土地・建物共通】 令和6年(2024年)10月11日(金)から 令和6年(2024年)11月29日(金)午後5時まで

選定委員会による審査 ※申込者の出席が必要	【土地・建物共通】 令和6年(2024年)12月上旬(予定)
優先交渉権者の決定、通知	【土地・建物共通】 令和6年(2024年)12月下旬(予定)
契約内容の協議	【土地・建物共通】 令和7年(2025年)1月中旬まで(予定) ※資金調達において借入金がある場合は、土地売買仮契約締結までに、銀行等の借入先の融資承諾書を提出していただきます。
不動産売買仮契約	【土地】 令和7年(2025年)1月下旬まで(予定) ※別途、熊本県議会の議決をもって本契約となります。 ※建物については、仮契約を締結しません。
契約保証金の支払い	【土地】 熊本県議会の承認を受けた日から15日以内 ※契約保証金(契約額の10%以上) ※建物については、契約保証金の支払いはありません。
不動産売買契約	【土地】 熊本県議会の承認をもって、本契約締結 【建物】 令和7年6月下旬(予定)
代金の支払い	【土地】 熊本県議会の承認を受けた日から30日以内 【建物】 不動産売買契約日から30日以内 ※売買代金(契約保証金を納付している場合は、契約金額から契約保証金を控除した額を納付してください)
物件の引渡し	【土地・建物共通】 売買代金が完納されたときに、所有権が移転します。 ※土地の引渡しは令和7年4月、建物の引渡しは令和7年7月を予定しています。土地の引渡しから建物の引渡しまでの期間は、財団が移転作業を行う予定です。 ※土地・建物の引渡しは現状有姿のままでの引渡しとなります。
所有権移転登記	【土地】 嘱託により所有権移転登記を県が行います。

	<p>※登録免許税等登記に係る費用は買受事業者負担となります。</p> <p>【建物】</p> <p>買取事業者にて登記を行ってください。</p> <p>※登録免許税等登記に係る費用も買受事業者負担となります。</p>
--	---

5 申込資格

次の事項をすべて満たすことを申込みの資格要件とします。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 当該不動産の買取、事業実施に必要な資力並びに信用を有する者であること。
- (3) 当該法人の役員が、次のア～カのいずれにも該当する者でなく、かつ次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立をした者
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立

をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者
エ 国又は地方公共団体による指名停止処分の期間中である者

(7) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

(8) 優先交渉権者選定後、土地建物の買取にあたって「熊本テクノ・リサーチパーク用地分譲、貸付要領」に記載された要件を達成し、必要な申請手続きを行える者。

6 申込方法等

(1) 申込書類

本要領を踏まえ、以下の書類を提出してください。

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 公募申込計画書(様式3)

以下書類は様式等の指定がありません。任意形式にて提出してください。

- ④ 建築物等配置計画書
- ⑤ 土地利用計画図

※「④建築物等配置計画書」と「⑤土地利用計画図」は、両方の内容が記載されている場合に限り、兼ねることができるものとします。

- ⑥ 業務系統図
- ⑦ 定款
- ⑧ 法人の履歴事項全部証明書(2部)
- ⑨ 印鑑証明書(2部)
- ⑩ 貸借対照表、損益計算書、原価計算報告書、(最近3期分、年2回決算の場合は6期分。株式上場会社の場合は有価証券報告書)
- ⑪ 最近期の法人税、法人事業税、および固定資産税の納税証明書(本社(店)分のみ。2部。)
- ⑫ 法人の概要が分かるもの(会社案内等)
- ⑬ その他必要資料

※「⑬その他必要資料」は、審査基準に係るアピールポイントや、①～⑫の資料を補完する説明など、任意様式にて自由にご記入ください。既存の資料に代えることも可能です。

(2) 受付期間

令和6年(2024年)10月11日(金)～令和6年(2024年)11月29日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

メール及び、持参又は郵送(郵送の場合は、必ず電話でお知らせください。)

(4)提出先

- ・ 法人の履歴事項全部証明書、印鑑証明書及び納税証明書
熊本県商工労働部産業振興局産業支援課(本館7階)
住所 〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2321
- ・ その他資料(データでの提出)
熊本県商工労働部産業振興局産業支援課
メールアドレス sangyoshien@pref.kumamoto.lg.jp
※メールの件名は「UX イノベーションハブ整備に係る熊本テクノ・リサーチパーク内の県有地及び熊本テクノポリスセンター売却先事業者公募申込」としてください。

(5)提出書類の取扱い

提出された資料の返却は行いません。

(6)質問の受付等

申込みに関する質問は、令和6年(2024年)11月15日(金)まで受け付けます。様式4「UX イノベーションハブ整備事業に係る熊本テクノ・リサーチパーク内の県有地及び熊本テクノポリスセンター売却先事業者公募に関する質問書」を以下メールアドレスに提出してください。なお、電話、来所等での質問は受け付けません。提出された質問への回答は、順次、熊本県ホームページで公表します。

(提出先) sangyoshien@pref.kumamoto.lg.jp

※メールの件名は、「UX イノベーションハブ整備に係る熊本テクノ・リサーチパーク内の県有地及び熊本テクノポリスセンター売却先事業者公募の質問」としてください。

(7)現地見学会の開催

公募申込みを希望する企業を対象に、本事業の対象となる土地・建物等の見学会を以下の日程で開催します。参加を希望する企業は、様式5「UX イノベーションハブ整備事業に係る熊本テクノ・リサーチパーク内の県有地及び熊本テクノポリスセンター売却先事業者公募現地説明会参加申込書」に所要の事項を記入し、令和6年10月25日(金)17時までに以下メールアドレスに提出してください。

(提出先) sangyoshien@pref.kumamoto.lg.jp

※メールの件名は、「熊本テクノポリスセンター現地見学会参加希望」としてください。

- 開催日時： 令和6年10月31日(木) 13時から
 開催場所： 熊本テクノポリスセンター及び周辺土地(熊本県上益城郡益城町
 大字田原字上面ノ平 2081 番 10、29、31)
 内容： 本事業の対象となる土地・建物の見学
 留意点： 1社あたりの参加者は 5名を上限とします。募集要領等は各自で
 県ホームページから入手のうえ持参ください。質疑応答の時間は
 設けません。質問がある場合は、6(6)に記載の方法により県に
 提出してください。

(8)参加辞退について

「(1)提出書類」を提出後、都合により参加を辞退したい者は、速やかに様式6「参加辞退届」を提出してください。

7 審査方法

「4 申込資格」の条件を満たす申込者によるプレゼンテーションを行い、「UX イノベーションハブ整備事業に係る熊本テクノ・リサーチパーク内の県有地及び熊本テクノポリスセンター売却先事業者選定委員会」において、提出された書類とともに以下の審査基準で審査を行い、優先交渉順位を決定します。最低採択基準として、合計得点が60点を超えることを条件とします。

また、プレゼンテーションの実施方法・日時については、後日通知します。

審査項目		審査基準
事業 運営 体制	事業能力	① 必要な資力を有しているか。
		② 事業収支は適切か。
	事業計画	① 事業計画に具体性・実効性・継続性(持続可能性)はあるか。
		② 周辺環境や景観への配慮があるか
		③ 投資による経済効果や県税の増収が見込めるか。
		④ 本県の強みを活かした産業に合致する内容か。
	施設計画	① 県が示している事業の整備方針と整合しているか。
		② 本事業のコンセプトおよび想定する用途に沿うような効果的な追加提案がなされているか。
		③ 入居予定の団体や利用者の実際の施設利用を想定した計画となっているか。
	維持管理・	① 維持管理・運営に関する基本的な考え方が示されているか。

	運営計画	②	利用者の安全性(怪我防止や防犯等)が配慮されているか。
		③	施設の工法、耐用年数等を考慮した修繕・更新内容が示されているか。
		④	県、財団等の関係者と連携するための効果的な手法や体制が示されているか。
戦略性	地域連携	①	地域企業との取引や連携が積極的に行われるか。
		②	脱炭素の取組みが積極的に行われるか。

また、熊本テクノ・リサーチパークを含む空港周辺エリアは、環境省の脱炭素先行地域に選定されており、積極的に県の取組みに御協力ください。当該地域での取組みについては、環境省HPに掲載されている資料を御確認ください。

(<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/4th-keikaku-gaiyo-11.pdf>)

8 審査結果

令和6年(2024年)12月下旬(予定)に、優先交渉順位の審査結果を郵送により申込者全員に通知します。なお、審査の内容、選考結果は非公表とし、これに関する問い合わせ及び異議については応じません。

「6 審査方法」に基づき決定した最適提案者(順位の第1位)との協議が整わない場合、あるいは最適提案者が辞退した場合等は、次点(第2位)から順に売却打診を行います。審査結果によっては、いずれの者も採択されない場合があります。

9 土地・建物売買契約の契約条件

土地・建物売買契約の契約条件は、「熊本テクノ・リサーチパーク用地分譲、貸付要領」を参照ください。その他、「3 UX イノベーションハブ整備方式・内容」にて示した条件も併せてご参照ください。

10 公表

契約相手方として決定した場合、ホームページ等で法人名等の公表を予定しています。

11 その他留意事項

以下の事項について、内容を承知の上で公募の申込みを行ってください。

- (1) 公募関係書類に記載された個人情報、公募事務及び公募参加資格の確認(警察本部への情報提供を含む)に使用されます。また、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示が実施されることがあります。
- (2) 引き渡された売買物件が種類、品質もしくは数量又は権利に関して契約の内容に適合しない

ものであるとしても(土壌汚染・アスベスト・地中埋設物等を含む)、履行の追完、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

- (3) 土地の利用や建物の建築等の際には、建築基準法や自治体の条例等による制限や負担金が必要となる場合がありますので、利用等に係る法令上の諸規制等については、必ず公募参加者自身において、事前に関係機関に相談の上、内容を御確認ください。県は一切の責任及び負担を負いません。
- (4) 売買物件の使用にあたっては、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないよう留意するとともに、紛争が生じた場合には、誠実に対応し、自らの責任において解決してください。
- (5) 公募要領、物件調書、図面等の資料と現況が相違している場合は、現況を優先します。
- (6) 売買物件は現状有姿での引渡しとなります。立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス、圍障、擁壁、井戸等、地上・地下・空中工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体の如何を問わず、県は一切行いませんので、全て譲受人において行ってください(契約後に判明した場合も同様です)。
- (7) 売買物件については、必ず公募における計画提出前に買主側で現地確認をお願いします。
- (8) 売買物件の土地に係る地下埋設物調査、土壌汚染調査については、実施していません。
- (9) 上下水道、電気及びガスなど供給処理施設の引き込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要することがありますが、補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は、県では一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、事業者において対応してください。
- (10) 越境関係の解消や道路使用に係る同意等のための折衝や手続その他土地利用に関する隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、県は一切行いませんので、全て事業者において実施してください(契約後に判明した場合も同様です)。
- (11) 電柱等の移設などに関する協議等については、県は一切行いませんので、すべて事業者において実施してください(契約後に判明した場合も同様です)。
- (12) 公募参加にあたっては、売買物件における権利関係、都市計画法・建築基準法等の法令上の制限、私道負担、隣地との境界確認状況、建物及び設備の現状・将来の見通し等を十分に確認するとともに、売却条件を十分承知した上で参加願います。
なお、申込に係る書類の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、全て公募参加者の負担となります。県は一切の負担を負いません。
- (13) 事業者が売買物件について開発行為を行う場合は、全て事業者の責任と負担において実施するものとします。開発行為の許可等を売買の条件とすることはできません。また、開発行為の許可の可否について、県は一切の責任を負いません。
- (14) 応募に際しては、採択されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないように御配慮ください。